

随 意 契 約 心 得 書

(趣旨)

第1 この心得書には、随意契約（建物解体撤去条件付き）による市有地の購入を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(随意契約希望者の責務)

第2 随意契約（建物解体撤去条件付き）による市有地の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、この随意契約心得書のほか、先着順の随意契約による市有地の売払い応募要領（建物解体撤去条件付き）（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、申込みをしてください。

(購入資格)

第3 次に掲げる者は随意契約による購入をすることができません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 当該売買に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は随意契約代理人として使用する者
 - ア 随意契約において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 購入者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 税金等の滞納がある者
- (5) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という)第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (6) 買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和

23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(7) 購入申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

(購入申込)

第4 購入希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、西条市建設部施設管理課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、随意契約による購入をすることができません。

(1) 購入申込書

(2) 住民票(法人の場合は現在事項全部証明書)

(3) 誓約書(役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。)

(4) 印鑑証明書

(5) 税金等納税状況調査同意書(法人または西条市以外の個人は納税証明書)

(6) 身分証明書(発行日が3カ月以内のもの)※法人の場合は現在事項全部証明書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに西条市建設部施設管理課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる購入申込書及び関係書類の提出は認めません。

(現地見学)

第5 売却対象財産の内容を熟知してもらうため、随時現地見学を行いますので、できる限り参加してください(現地見学に参加するには、事前予約が必要です。)

2 現地見学の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、見学を延期し、又は取り止めることがあります。

(申込の無効)

第6 次の各号の一に該当する者が行った申込は、無効とします。

(1) 随意契約による購入資格のない者

(2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者

(3) 指定した日時、場所に申込をしなかった者

(4) 電送又はファクシミリによる申込をした者

(5) 担当職員の指示に従わず申込をした者

(6) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した申込をした者

(購入者の決定)

第7 購入者は、申込書及び必要書類が不備なく受理された先着順とします。

2 申込書及び必要書類が不備なく受理された者が同時に2人以上あるときは、直ちに随意契約事務に関係のない市職員にくじを引かせ購入者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

(契約の締結)

第8 購入者が決定したときは、直ちに購入者に対し、売買契約(以下「契約」とい

う。)の締結について必要な事項を通知します。

- 2 購入者は、売買決定の通知を受けてから起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。
- 3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は購入者の申込の無効を発見したときは、その申込は効力を失います。
- 4 購入者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第9 購入者は、契約を締結する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。)を、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納付しなければなりません。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第10 購入者は、契約締結日から起算して30日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)で市が指定する期日までに、売買代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、購入者が前項の売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると市が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

- 2 遅延利息は、市が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年7.3パーセントの割合(年365日当たりの割合とする。)を売買代金に乗じて算出した金額(円未満切捨て)となります。

(契約の解除)

第11 購入者が次の各号の一に該当する場合には、市は契約を解除することができます。

- (1) 購入者が第10第1項の金額を納付しない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

- 2 前項の場合、契約保証金は市に帰属し、購入者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第12 購入した財産の所有権移転登記手続は、売買代金(第10第2項の遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。)の納付を確認した後、買受人の請求により、市が所有権移転登記手続を行います。

- 2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

(契約不適合責任)

第13 買受人は、契約締結後、購入した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容

に適合しない状態があることを発見しても、市に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

（購入結果の公表について）

- 第14 購入結果については、購入の有無、購入金額及び購入者の氏名を公表するとともに、一定期間、西条市ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が購入した場合は、購入者は「個人」と表示します。
- 2 西条市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、購入者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 申込書提出期限及び提出先

(1) 申込書提出期限

令和6年2月29日(木)午後5時

(2) 申込書提出先

持参又は郵送による提出に限る。

(郵送は書留郵便に限る。電送による申込は認めない。)

〒793-8601

西条市明屋敷164番地

西条市建設部施設管理課(新館2階)